

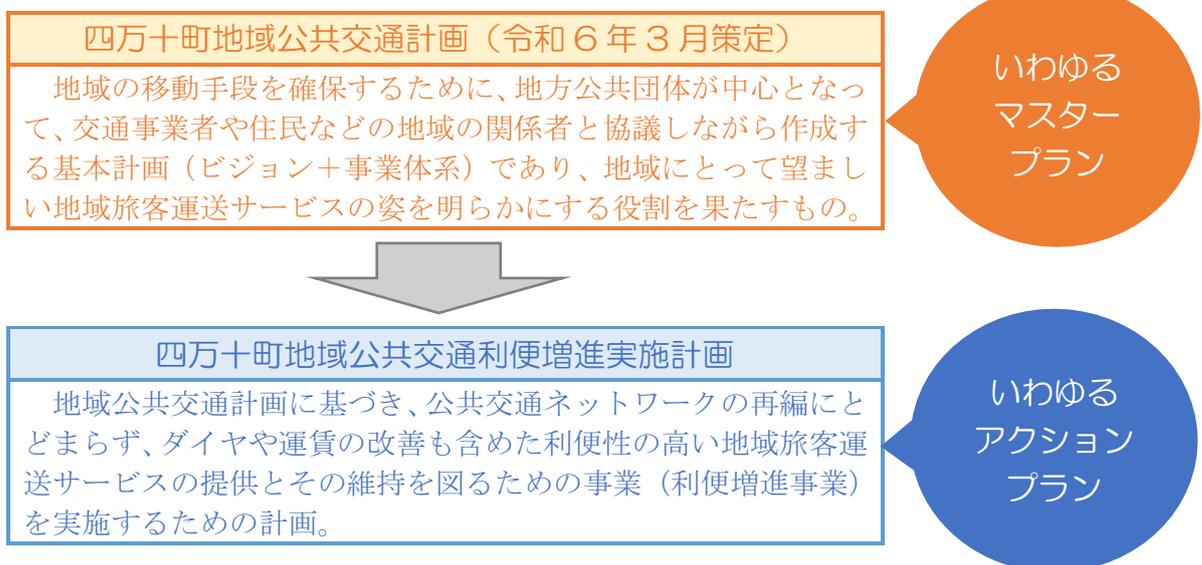
地域公共交通利便増進実施計画策定事業及び予算（案）について

令和5年度において、地域公共交通計画を策定するとともに、この計画に記載のある事業を具体的に推進していくための新しい制度による「地域公共交通利便増進実施計画」を令和6年度に策定する。

1. 地域公共交通利便増進実施計画とは

地域公共交通利便増進実施計画は、地域公共交通計画に基づき、地域公共交通ネットワークの再編成や、ダイヤ・運賃の改善により、利便性の高い地域旅客運送サービスの提供を図るための事業を実施するための計画である。

本計画の作成に当たっては、地域公共交通利便増進事業を実施しようとする関係者の同意を得ることで、国土交通大臣の認定を申請可能となる。



2. 地域公共交通利便増進実施計画策定のメリット

地域公共交通利便増進実施計画を策定し、国土交通大臣の認定を受けることにより、次のメリットが得られる。

- ・ 様々な連携する事業への国庫補助金の活用が可能となる。
- ・ 地域公共交通利便増進実施計画に基づいて実施される利用促進及び同計画の達成状況等の評価の実施への支援メニュー活用（補助率 1/2）が可能となる。

3. 事業予算（案）

【歳入】

項目	金額(円)
地域公共交通確保維持改善事業費補助金(国) 利便増進計画策定事業	500,000
合計	500,000

【歳出】

項目	金額(円)
公共交通対策事業 生活交通再編アドバイザー委託料(利便増進計画策定)	500,000
合計	500,000

法定協議会（四万十町地域公共交通活性化協議会）が補助対象であるため、本協議会で補助金を受けた後に、公共交通対策事業（四万十町歳出予算）へ充当。